

羽島市消防本部告示第3号

羽島市火災予防条例（昭和37年羽島市条例第4号。以下「条例」という。）第23条第1項に規定する消防長が指定する場所は、次のとおりとする。

平成6年2月1日

羽島市消防長

喫煙、裸火使用又は危険物品持込みの禁止場所の指定について

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）を持ち込んで서는ならない場所
 - イ 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
 - ロ 観覧場の舞台及び客席（屋外觀覧場の客席を除く。）
 - ハ 公会堂又は集会場の舞台及び客席
 - ニ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル及び宿泊所の舞台
 - ホ 延べ面積が1,000平方メートル以上の百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗の売場
 - ヘ 屋外展示場の展示部分
 - ト 自動車車庫又は駐車場で次に該当するもの（危険物品のうち自動車に充てんされた燃料を除く。）
 - (イ) 駐車の用に供する部分の床面積が、地階又は二階以上の階にあっては200平方メートル以上、一階にあっては500平方メートル以上、屋上部分にあっては300平方メートル以上のもの
 - (ロ) 昇降機等の器械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が十台以上のもの
 - チ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（居住者が日常生活のために火を使用し、又は危険物品を持ち込む場所及び宗教的行事等で火を使用する場所を除く。）

2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所

イ 劇場、映画館、演芸場、公会堂又は集会場（第1号イからハまでに掲げる場所を除く。）で公衆の出入りする部分

ロ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、旅館、ホテル又は宿泊所（第1号ニに掲げる場所を除く。）で公衆の出入りする部分の延べ面積が100平方メートル以上のもの

ハ 車両の停車場（旅客の昇降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。